

# I. 平成26年～29年の対応方針において、平成30年（度）中に「結論を得る」等とされたもの

※前回会議（平成30年9月5日）までに結論を報告したものを除く。

## ○平成26年対応方針

### (1) 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

#### ① 産業振興

No.	事項	関係府省	26年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年9月30日現在。その後の特筆すべき状況があれば( )で記載 ※30年対応方針案に記載するものは、案文を記載
1	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲 (中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律)	経済産業省	地域産業資源活用事業計画の認定（6条1項）については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された地域産業資源活用事業計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、各経済産業局が設置している評価委員会に關係都道府県が構成員として参画し、認定の判断に主体的に関与できることなどを、平成26年度中に通知する。その上で、都道府県への権限移譲については、 <u>平成29年度までの法施行状況を検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	【30年対応方針案】 地域産業資源活用事業計画の認定（6条1項）に係る事務・権限については、都道府県等の意見を踏まえつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

## (2) 義務付け・枠付けの見直し等

### ① 土地利用（農地除く）

No.	事項	関係府省	26年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年9月30日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載 ※30年対応方針案に記載するものは、案文を記載
2	町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止 (都市計画法)	国土交通省	<p>町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議（19条3項（21条2項で準用する場合を含む。））については、制度の運用実態等を調査し、その結果等を踏まえて検討し、平成27年中に結論を得る。</p> <p>&lt;27年対応方針&gt;</p> <p>町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議（19条3項（21条2項で準用する場合を含む。））については、運用指針で定められた協議に当たっての留意事項の定着状況を踏まえ、都道府県知事同意について、<u>平成30年までに、町村の自主性を尊重する観点に留意し、廃止を含め、結論を得る。</u></p>	<p>【30年対応方針案】</p> <p>町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議（19条3項（21条2項で準用する場合を含む。））については、運用指針で定められた協議に当たっての留意事項を、都道府県が市町村と調整の上定める協議ルールに位置付ける取組を更に進め、その定着状況を確認の上、2019年度を目途に必要な措置を講じ、同意を廃止する。</p>

# 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

## ○平成28年対応方針

### (1) 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

#### ① 産業振興

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年9月30日現在。その後の特筆すべき状況があれば( )で記載 ※30年対応方針案に記載するものは、案文を記載
3	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲 (中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律)	経済産業省 国土交通省	<p>【経済産業省】 事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって地方経済産業局の所管に係るものに関する事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、<u>平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> <p>【国土交通省】 事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって地方運輸局又は地方整備局の所管に係るものに関する事務・権限に限る。)については、関係する都道府県が連携する仕組みを整備することにより実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、都道府県に移譲することについて検討し、<u>平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>【30年対応方針案】 【経済産業省】 ・中小企業等協同組合法(昭24法181) 特定共済組合及び特定共済組合連合会等(全国を地区とするものを除く。)の経営の健全性を判断するための基準の策定(58条の4)並びに施行令33条2号に基づき経済産業局長へ委任している事業協同組合等の認可等に係る事務・権限については、政令を改正し、都道府県に2020年中に移譲する。 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。</p> <p>・中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185) 施行令12条に基づき経済産業局長へ委任している協業組合等の認可等に係る事務・権限については、政令を改正し、都道府県に2020年中に移譲する。 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。</p> <p>【国土交通省】 以下の点を置き換えて上記と同様に記載。 ・「施行令33条2号」を「施行令33条3号」に置き換え ・「経済産業局長」を「地方整備局長又は地方運輸局長」に置き換え</p>

# 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

## (2) 義務付け・枠付けの見直し等

### ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年9月30日現在。その後の特筆すべき状況があれば( )で記載 ※30年対応方針案に記載するものは、案文を記載
4	放課後児童支援員認定資格研修の受講科目等見直し (児童福祉法)	厚生労働省	<p>放課後児童支援員認定資格研修（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平26厚生労働省令63）10条3項。以下「認定資格研修」という。）の実施等については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受講科目及び経過措置の在り方については、同省令に係る平成31年度までの経過措置期間（同省令附則2条）を踏まえ、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を行った上で、<u>平成30年度までに結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成31年度までに必要な措置を講ずる。</u></li> </ul> <p>&lt;29年対応方針&gt; 上記のほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認定資格研修の経過措置については、当該研修の受講状況を踏まえ、経過措置期間終了後も継続した放課後児童クラブの実施体制が維持されることを念頭に、今後経過措置期間をどのように扱うかを含め検討を行い、<u>平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></li> </ul>	<p>【30年対応方針案】 放課後児童健全育成事業（6条の3第2項及び子ども・子育て支援法（平24法65）59条5号）に従事する者及びその員数（34条の8の2第2項）に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。</p> <p>なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

# 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年9月30日現在。その後の特筆すべき状況があれば( )で記載 ※30年対応方針案に記載するものは、案文を記載
5	放課後児童支援員研修の受講要件の緩和 (児童福祉法)	厚生労働省	<p>放課後児童支援員認定資格研修（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平26厚生労働省令63）10条3項。以下「認定資格研修」という。）の実施等については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援員研修修了者が認定資格研修の受講に必要とされる実務経験の短期化については、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を行った上で、<u>平成30年度までに結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成31年度までに必要な措置を講ずる。</u></li> </ul> <p>&lt;29年対応方針&gt; (iv) 上記のほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援員研修（放課後児童コース）修了者が放課後児童支援員認定資格研修（同省令10条3項。以下この事項において「認定資格研修」という。）の受講に必要とされる実務経験については、<u>平成30年度中に結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></li> <li>・認定資格研修の受講科目については、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を踏まえ、子育て支援員研修（放課後児童コース）修了者及び児童厚生員研修修了者について重複する科目を一部免除することについて検討し、<u>平成30年度中に結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成31年度までに必要な措置を講ずる。</u></li> </ul>	<p>【30年対応方針案】 放課後児童健全育成事業（6条の3第2項及び子ども・子育て支援法（平24法65）59条5号）に従事する者及びその員数（34条の8の2第2項）に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。</p> <p>なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

# 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

## ② 産業振興

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年9月30日現在。その後の特筆すべき状況があれば( )で記載 ※30年対応方針案に記載するものは、案文を記載
6	指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実包の譲り受けの許可の廃止 (火薬類取締法)	警察庁 経済産業省 環境省	火薬類の譲受の許可(17条)については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88)14条の2に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業における火薬類の管理状況等の実態調査を行った上で、装薬銃を用いて当該事業を行う捕獲従事者に係る実包の譲受の規制の在り方について検討し、 <u>平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	<p>【30年対応方針案】</p> <p>(i) 火薬類の譲受けの許可(17条)については、都道府県の指導の下、認定鳥獣捕獲等事業者(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88)18条の2)等による実包の十分な管理体制が確保されることを前提に、捕獲従事者が装薬銃を用いて指定管理鳥獣捕獲等事業(同法14条の2)を行う場合には、当該従事者が火薬類を譲り受けの際の許可を、一定数量に限り不要とする。</p> <p>(ii) 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金を受けて指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合の事業費の運用及び管理方法については、事業の円滑な実施に資するよう、同交付金の対象に火薬類の譲受けに係る経費が含まれることを、都道府県に2018年度から毎年度情報提供等を行う。</p>

# 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

## ○平成29年対応方針

### (1) 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

#### ① 産業振興

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年9月30日現在。その後の特筆すべき状況があれば( )で記載 ※30年対応方針案に記載するものは、案文を記載
7	経営革新等支援機関に係る関係機関の連携強化の仕組みの構築 (中小企業等経営強化法)	金融庁 経済産業省	認定経営革新等支援機関(21条)については、国、都道府県及び認定経営革新等支援機関間の連携強化を図るため、中小企業支援施策や認定経営革新等支援機関制度を活用した優良な支援事例等を意見交換する仕組みの構築について検討し、 <u>平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	平成31年1～2月に都道府県との検討会を予定しており、その結果も踏まえ平成30年度中に結論を得る。

# 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

## ② 環境・衛生

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年9月30日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載 ※30年対応方針案に記載するものは、 案文を記載
8	<b>国定公園の公園計画変更 に係る手続の見直し</b> (自然公園法)	環境省	<p>国定公園に関する公園計画の変更（8条2項）については、公園計画に基づく事業に係る既存施設の業態を変更する際に、都道府県による機動的な対応ができない場合があるという問題を踏まえ、全国の国定公園の事例や、都道府県の意見等を踏まえつつ、施行令1条各号の同一の号に定められている施設間の業態変更の場合に公園計画の変更を不要にすることの可能性なども含めて、公園事業となる施設の種別を公園計画においてどのように扱うかについて検討し、<u>平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>自然公園法施行令1条各号の同一の号に定められている施設間の業態変更に係る実情や意見等について、国定公園が立地する都道府県に対して平成30年5月に意見照会を実施した。</p> <p>照会の結果、提案団体特有の事例であったことが判明したことから、制度全体に波及するような要領の改正等は実施せず、個別案件への対応として、提案団体との調整を図ることにより解決を図っていく。</p>



# 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

## (2) 都道府県から市町村への事務・権限の移譲等

### ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年9月30日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載 ※30年対応方針案に記載するものは、案文を記載
9	<p>介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務の都道府県から中核市への移譲 (介護保険法)</p>	厚生労働省	<p>指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の設置者の業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等（115条の32から115条の34）に係る事務・権限については、条例による事務処理特例制度（地方自治法（昭22法67）252条の1の2第1項）により中核市に権限を移譲することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。また、当該権限を中核市に移譲することの必要性については、同制度の運用状況や中核市の意見等を踏まえつつ検討し、<u>平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>【30年対応方針案】 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の開設者の業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等（115条の32から115条の34）に係る事務・権限については、中核市に移譲する。 【P】</p>

# 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

## (3) 義務付け・枠付けの見直し等

### ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年9月30日現在。その後の特筆すべき状況があれば( )で記載 ※30年対応方針案に記載するものは、案文を記載
10	<p>指定難病・小児慢性特定疾病医療費申請における申請者の負担軽減（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）</p>	<p>内閣官房 内閣府 総務省 厚生労働省</p>	<p>(i) 児童福祉法（昭22法164）による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務（別表2の9）については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、医療保険給付関係情報を追加することとし、その旨を地方公共団体に周知する。 また、当該事務において個人の収入の状況を把握するに当たり必要な情報のうち、児童福祉法施行規則（昭23厚生省令11）7条の5に規定する給付であって、情報連携の対象となっていない給付（船員保険法（昭14法73）による障害年金及び障害手当金、労働者災害補償保険法（昭22法50）による障害補償給付及び障害給付並びに国家公務員災害補償法（昭26法191）に基づく障害補償）に係る情報について、地方公共団体における円滑な事務処理に配慮しつつ、申請手続における申請者の負担を軽減する方策について検討し、<b>平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</b></p> <p>(ii) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平26法50）による特定医療費の支給に関する事務（別表2の119）については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、医療保険給付関係情報を追加することとし、その旨を地方公共団体に周知する。 また、当該事務において個人の収入の状況を把握するに当たり必要な情報のうち、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平26厚生労働省令121）8条に規定する給付であって、情報連携の対象となっていない給付（船員保険法（昭14法73）による障害年金及び障害手当金、労働者災害補償保険法（昭22法50）による障害補償給付及び障害給付並びに国家公務員災害補償法（昭26法191）に基づく障害補償）に係る情報について、地方公共団体における円滑な事務処理に配慮しつつ、申請手続における申請者の負担を軽減する方策について検討し、<b>平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</b></p>	<p>【30年対応方針案】</p> <p>(i) 児童福祉法（昭22法164）による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務（別表2の9）において、個人の収入状況を把握するために必要な情報のうち、児童福祉法施行規則（昭23厚生省令11）7条の5に規定する給付であって、情報連携の対象となっていない給付（船員保険法（昭14法73）による障害年金及び障害手当金、労働者災害補償保険法（昭22法50）による障害補償給付及び障害給付並びに国家公務員災害補償法（昭26法191）に基づく障害補償）に係る情報については、地方公共団体が当該給付の申請に係る支給額の照会を行う際の様式を定めたり、照会先の整理をすることにより、申請手続を簡素化し、地方公共団体に2018年中に通知する。 〔措置済み（平成30年8月1日付け厚生労働省健康局難病対策課長通知）〕</p> <p>(ii) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平26法50）による特定医療費の支給に関する事務（別表2の119）において、個人の収入状況を把握するために必要な情報のうち、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平26厚生労働省令121）8条に規定する給付であって、情報連携の対象となっていない給付（船員保険法（昭14法73）による障害年金及び障害手当金、労働者災害補償保険法（昭22法50）による障害補償給付及び障害給付並びに国家公務員災害補償法（昭26法191）に基づく障害補償）に係る情報については、地方公共団体が当該給付の申請に係る支給額の照会を行う際の様式を定めたり、照会先の整理をすることにより、申請手続を簡素化し、地方公共団体に2018年中に通知する。 〔措置済み（平成30年8月1日付け厚生労働省健康局難病対策課長通知）〕</p>

# 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年9月30日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載 ※30年対応方針案に記載するものは、案文を記載
11	<b>児童手当における学校給食費の徴収権限の強化</b> (学校給食法、児童手当法)	内閣府 文部科学省	学校給食費(11条2項)の徴収に係る地方公共団体の権限については、地方公共団体による学校給食費の強制徴収を可能とする方向で検討し、 <u>平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	学校給食費を強制徴収可能な公債権とすることについて、法制的な検討を行ってきた。また、学校給食費の徴収状況について、全国的な傾向を把握するための調査を実施。さらに、公会計化や徴収・管理業務の実状把握のため、調査研究を進めている。引き続き、法改正等の対応の方向性について結論を得るべく、検討を行う。

# 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年9月30日現在。その後の特筆すべき状況があれば( )で記載 ※30年対応方針案に記載するものは、案文を記載
12	<b>幼保連携型認定こども園の人員配置基準の緩和</b> (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)	内閣府 文部科学省 厚生労働省	幼保連携型認定こども園における保育教諭の配置基準(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)5条3項)等に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育教諭等の配置基準が変わる場合の影響等については、園児の発達や環境への順応といった観点も踏まえながら、 <u>平成30年度中に地方公共団体・認定こども園等に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	平成30年度中に、幼保連携型認定こども園における保育教諭の配置基準(幼保連携型認定こども園における保育教諭の配置基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省厚生省令第1号)第5条第3項)に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育教諭等の配置基準が変わる場合の影響等について、各自治体に対し調査を実施する。

# 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年9月30日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載 ※30年対応方針案に記載するものは、案文を記載
13	<p>施設型給付費等の算定方法に係る事務（管外受委託児童に係る請求及び支払事務）の簡素化 （就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）</p>	<p>内閣府 文部科学省 厚生労働省</p>	<p>施設型給付費等の算定方法については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域利用時における請求事務等の取扱いについては、実態調査等を行った上で、制度運用の在り方について検討し、<b>平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</b></li> </ul>	<p>広域利用時における請求事務等の取扱いについて、実態調査等を行った。引き続き実態調査等を行った上で、制度運用の在り方について検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

# 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年9月30日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載 ※30年対応方針案に記載するものは、案文を記載
14	放課後児童クラブと放課後子供教室を一体実施する際の職員配置基準の緩和 (児童福祉法)	文部科学省 厚生労働省	<p>「放課後子ども総合プラン」 (平26文部科学省生涯学習政策局、文部科学省大臣官房文教施設企画部、文部科学省初等中等教育局、厚生労働省雇用均等・児童家庭局)に基づく、放課後子供教室と一体型の放課後児童クラブの実施については、地域の実情を踏まえた運用ができるよう、児童の数が20名未満の場合における人員配置の考え方を検討し、<u>平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>【30年対応方針案】 放課後児童健全育成事業（6条の3第2項及び子ども・子育て支援法（平24法65）59条5号）に従事する者及びその員数（34条の8の2第2項）に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。 なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

# 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年9月30日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載 ※30年対応方針案に記載するものは、案文を記載
15	公費負担医療における 特例的な自己負担上限 額の算定式の廃止 (健康保険法)	厚生労働省	公費負担医療における高額療養費の算定については、地方公共団体や保険者の事務負担や財政への影響を踏まえつつ、その見直しの必要性について検討し、 <u>平成30年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	【30年対応方針案】 公費負担医療における高額療養費の算定については、難病の患者に対する医療等に関する法律（平26法50）附則2条に基づき、同法施行後5年以内を目途として行われる検討の結果や、地方公共団体及び保険者の事務負担や財政への影響を踏まえつつ、その見直しの必要性について検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年9月30日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載 ※30年対応方針案に記載するものは、案文を記載
16	保育所の人員配置基準 の緩和 (児童福祉法)	厚生労働省	<p>保育所における保育士の配置基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭23厚生省令63）33条）に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育士の配置基準が変わる場合の影響等については、児童の発達や環境への順応といった観点も踏まえながら、<u>平成30年度中に地方公共団体・保育所等に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>平成30年度中に、保育所における保育士の配置基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭23厚生省令63）33条）に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育士の配置基準が変わる場合の影響等について、各自治体に対し調査を実施する。</p>



# 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年9月30日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載 ※30年対応方針案に記載するものは、案文を記載
17	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に係る「従うべき基準」の廃止又は参酌化 (児童福祉法)	厚生労働省	放課後児童健全育成事業（子ども・子育て支援法（平24法65）59条5号及び児童福祉法6条の3第2項）に従事する者及びその員数（児童福祉法34条の8の2第2項）に係る「従うべき基準」については、子どもの安全性の確保等一定の質の担保をしつつ地域の実情等を踏まえた柔軟な対応ができるよう、参酌化することについて、地方分権の議論の場において検討し、 <u>平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	【30年対応方針案】 放課後児童健全育成事業（6条の3第2項及び子ども・子育て支援法（平24法65）59条5号）に従事する者及びその員数（34条の8の2第2項）に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。 なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
18	放課後児童支援員の配置数の緩和 (児童福祉法)	厚生労働省	放課後児童支援員（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平26厚生労働省令63）10条1項）の員数については、登録児童数が少ない場合、地域の人口が少ない場合又は学校との連携が可能な場合等に対応できるように、地方分権の議論の場において検討し、 <u>平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	【30年対応方針案】 放課後児童健全育成事業（6条の3第2項及び子ども・子育て支援法（平24法65）59条5号）に従事する者及びその員数（34条の8の2第2項）に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。 なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年9月30日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載 ※30年対応方針案に記載するものは、案文を記載
19	<b>児童厚生員に対する放課後児童支援員の資格要件の緩和</b> (児童福祉法)	厚生労働省	認定資格研修の受講科目については、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を踏まえ、子育て支援員研修(放課後児童コース)修了者及び児童厚生員研修修了者について重複する科目を一部免除することについて検討し、 <u>平成30年度中に結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成31年度までに必要な措置を講ずる。</u>	<b>【30年対応方針案】</b> 放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。 なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年9月30日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載 ※30年対応方針案に記載するものは、案文を記載
20	<b>子育て短期支援事業の 実施施設に関する規制 緩和</b> (児童福祉法)	厚生労働省	子育て短期支援事業（6条の3 第3項）の実施施設については、 子育て短期支援事業の実施先とし て、里親支援機関が委託する里親 （6条の4）を対象とすることも 含め、課題を整理しながら検討し、 <u>平成30年度中に結論を得る。その 結果に基づいて必要な措置を講ず る。</u>	検討すべき課題について整理中。 平成30年度中に、事業の見直しに向けた 検討を行い、結論を得る予定。

# 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年9月30日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載 ※30年対応方針案に記載するものは、案文を記載
21	<b>精神医療審査会における 開催・議決要件の緩和</b> (精神保健及び精神障害者 福祉に関する法律)	厚生労働省	精神医療審査会の開催・議決 については、地方公共団体の意 見を踏まえつつ、テレビ会議等 の活用を可能とすること等につ いて検討し、 <u>平成30年中に結論 を得る。その結果に基づいて必            要な措置を講ずる。</u>	<b>【30年対応方針案】</b> 精神医療審査会の開催・議決につい ては、予備委員の確保等に関する取組事例 を、地方公共団体に2018年度中に周知す る。

# 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年9月30日現在。その後の特筆すべき状況があれば( )で記載 ※30年対応方針案に記載するものは、案文を記載
22	<p>児童扶養手当受給者が公的年金給付金を遡及受給した際の事務負担の軽減 (児童扶養手当法)</p>	厚生労働省	<p>児童扶養手当の受給者が遡及して年金を受給した場合における当該受給者が受けた児童扶養手当の返還(13条の2第2項)については、児童扶養手当の支給機関が、速やかに当該年金の受給情報を把握し児童扶養手当の受給者に請求することができるよう、児童扶養手当の支給機関及び日本年金機構の事務負担も踏まえつつ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)に基づく情報提供ネットワークシステムを使用した円滑な情報共有の方策や、日本年金機構から年金受給権者に対し児童扶養手当を受給している場合は児童扶養手当の返還が生じる可能性があることを周知することを含め、日本年金機構及び児童扶養手当の支給機関による周知活動の強化等について検討し、平成30年中に結論を得る。<u>その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)に基づく情報提供ネットワークシステムを使用した円滑な情報共有の方策について関係機関との調整を含め、検討を進めた。</p> <p>また、日本年金機構及び児童扶養手当の支給機関による周知活動の強化等については、年金の新規裁定時に送付するリーフレットに周知内容を記載する、年金事務所及び自治体の窓口で周知内容を記載したチラシを設置する等の対応について検討している。</p>

# 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年9月30日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載 ※30年対応方針案に記載するものは、案文を記載
23	介護福祉士試験における 介護福祉士確保方策の検討 (社会福祉士及び介護福祉士法)	厚生労働省	介護福祉士試験の実務経験ルートについては、平成28年度介護福祉士試験受験者数が減少した要因を分析した上で介護福祉士の量を確保する方策について検討し、 <u>平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講じる。</u>	【30年対応方針案】 介護福祉士試験の実務経験ルートについては、介護福祉士実務者研修受講者にとって受講費用が負担であること及び介護施設・事業所から職員へ介護福祉士実務者研修受講資金貸付制度の更なる周知が必要であることを踏まえ、当該制度について地方公共団体に2018年度中に周知する。
24	喀痰吸引等研修の見直し (社会福祉士及び介護福祉士法)	厚生労働省	喀痰吸引等研修の受講環境の整備については、研修の実施状況に係る調査を行った上で、その結果を踏まえた適切な対応について検討し、 <u>平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	【30年対応方針案】 喀痰吸引等研修のうち、基本研修については、介護職員等がより受講しやすい環境を整えるため、当該基本研修の実施主体の事業所以外の場所への講師の派遣等により実施可能であることを地方公共団体に2018年度中に周知する。

# 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年9月30日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載 ※30年対応方針案に記載するものは、案文を記載
25	市町村介護保険事業計画の変更に係る 手続の簡素化 (介護保険法)	厚生労働省	市町村介護保険事業計画の変更(117条9項、117条10項)に係る手続については、市町村による当該手続の円滑化に向け、都道府県が機動的かつ柔軟に対応するよう、都道府県に平成29年度中に周知する。 また、指定都市及び中核市が介護保険施設等に対する指定・認可権限を有していることを踏まえ、当該手続の在り方について検討し、 <u>平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	後段については、今年度中に市町村介護保険事業計画の策定に関する実態調査を行い、その結果を踏まえ結論を得る予定である。
26	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の登録人数要件の見直し (子ども・子育て支援法)	厚生労働省	子ども・子育て支援交付金の交付事業のうち、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(59条12号及び児童福祉法(昭22法164)6条の3第14項)の実施については、以下のとおりとする。 ・会員数要件については、当該事業全体の実施状況に係る調査を実施し、50人未満のほか、現在交付対象となっている会員数50人以上の市町村も含め、会員数の区分及び基準額について検討を行い、 <u>平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	会員数要件について、予算編成過程において検討。

# 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

## ② 教育・文化

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年9月30日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載 ※30年対応方針案に記載するものは、案文を記載
27	<p>公立博物館の所管を地方公共団体の首長とすることの容認 (博物館法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律)</p>	文部科学省	<p>公立博物館については、まちづくり行政、観光行政等の他の行政分野との一体的な取組をより一層推進するため、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が所管することを可能とすることについて検討し、<u>平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>【30年対応方針案】 公立社会教育施設については、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が所管することを可能とする。</p>



# 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

## ② 教育・文化

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年9月30日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載 ※30年対応方針案に記載するものは、案文を記載
28	<p><b>特別支援教育就学奨励事業等にかかる業務の事務負担の軽減</b>                      (特別支援学校への就学奨励に関する法律及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律)</p>	文部科学省	<p>(i) 特別支援学校への就学奨励に関する法律                      市町村が設置した特別支援学校の児童生徒に係る特別支援教育就学奨励費については、支弁に係る事務負担の軽減策について検討し、<u>平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> <p>(ii) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律                      市町村が設置した高等学校等の生徒に係る高等学校等就学支援金については、支給に係る事務負担の軽減策について検討し、<u>平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p><b>【30年対応方針案】</b>                      (i) 特別支援教育就学奨励費の支弁に係る事務については、都道府県教育委員会等の事務負担の軽減を図るため、当該事務手続に係る質疑応答集を作成し、都道府県教育委員会等に2018年中に周知する。</p> <p>(ii) 高等学校等就学支援金の支給に係る事務については、都道府県教育委員会等の事務負担の軽減を図るため、個人番号を活用したシステムの運用を2019年度から開始する。</p>

# 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

## ③ 土木・建築

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年9月30日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載 ※30年対応方針案に記載するものは、案文を記載
29	建設業法において国土交通大臣に提出する許可申請書その他の書類の都道府県の經由事務の廃止 (建設業法)	国土交通省	二以上の都道府県の区域にわたる建設業の国土交通大臣に対する許可申請等に係る都道府県經由事務(44条の4)については、廃止する方向で、地方公共団体及び事業者の意見を聴きつつ、申請手続の電子化に関する検討と併せて検討し、 <u>平成30年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	【30年対応方針案】 二以上の都道府県の区域にわたる建設業の国土交通大臣に対する許可申請等に係る都道府県經由事務(44条の4)については、廃止する。【P】

# 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

## ③ 土木・建築

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年9月30日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載 ※30年対応方針案に記載するものは、案文を記載
30	<p>土壤汚染のおそれがない土地の改変などに関し、土壤汚染対策法第4条第1項に基づく届出義務の廃止 (土壤汚染対策法)</p>	環境省	<p>一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)については、汚染のおそれがある土地を効率的に調査する観点から、通常人が踏み入らない保安林において行われる治山工事や、環境影響調査など既存の知見により汚染のないことが明らかで、一定の条件下で届出時点においても汚染のおそれがないことが担保されている土地の形質変更など、客観的に汚染のおそれがないと判断できるものを当該届出の対象外とすること、及び既存の知見により汚染のないことが明らかになっている場合など都道府県等が汚染のおそれがないと速やかに判断できるときは当該都道府県等の判断で届出後30日を待たずに工事着手を認めることについて、都道府県等の実態把握や意向調査を行った上で検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>【30年対応方針案】 一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)に関し、都道府県知事等が土壤汚染状況調査に準じた方法により調査した結果、基準不適合土壤が存在するおそれがない又は土壤の汚染状態が全ての特定有害物質の種類について土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合するものと認められるものとして、都道府県知事等が指定した土地において行われる土地の形質の変更については、当該届出の対象外とするよう、2018年度中に省令を改正する。 また、土壤の汚染のおそれがなく、調査命令を発出しないと都道府県知事等が判断した区域については、土地の形質の変更予定日以前に形質変更に着手しても差し支えないことを明確化するため、都道府県等に2018年度中に周知する。</p>

# 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

## ③ 土木・建築

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年9月30日現在。その後の特筆すべき状況があれば( )で記載 ※30年対応方針案に記載するものは、案文を記載
31	<p>新技術等を活用した橋梁点検を可能とするための点検手法の緩和 (道路法)</p>	国土交通省	<p>地方公共団体による橋梁等の点検については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・橋梁等の点検を支援する新技術については、その開発を促進するとともに、活用可能なものから随時現場への導入を図ることとし、新技術を導入する際には、道路メンテナンス会議等を通じて、当該技術に関する地方公共団体への周知を図る。さらに、現在、導入を検討しているものについては、早ければ平成30年度からの現場導入を目指し、技術検証を進める。</li> <li>・橋梁等の点検に係る支援措置については、引き続き、技術面（地方公共団体等の職員に対する研修等）や財政面での支援を行うとともに、実施体制面での支援として、地域一括発注の一層の活用促進を図る。</li> <li>・点検の頻度（施行規則4条の5の5）を含む定期点検の在り方については、平成26年度から開始した5年に1度の定期点検の一巡目の実施状況を踏まえ、平成29年中に専門家の意見の聴取を開始し、国民の安全確保を前提としつつ、地方公共団体が持続可能で、かつ、実効性ある点検を実施することができるよう、<u>地方の意見も聴きながら早期に結論を得るべく検討を進める。</u></li> </ul>	<p>【30年対応方針案】</p> <p>地方公共団体による橋梁等の定期点検の在り方については、専門家の意見を聴取した上で、地方公共団体が持続可能かつ実効性ある点検を実施することが可能となるよう、点検の効率化や合理化を図り、2018年度中に定期点検の見直しを行う。</p>

# 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

## ④ その他

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年9月30日現在。その後の特筆すべき状況があれば( )で記載 ※30年対応方針案に記載するものは、案文を記載
32	<p>国民健康保険事務における申請・届出等へのマイナンバーの記入の見直し (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)</p>	内閣府 厚生労働省	<p>国民健康保険法施行規則（昭33厚生省令53）において、個人番号の記載を義務付けている事務手続については、国民健康保険事務全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体における運用実態等を踏まえ、個人番号の記載の義務付けの要否について関係府省が連携して検討し、<u>平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>【30年対応方針案】 個人番号の記載を義務付けている以下の被保険者証等の再交付申請手続については、2019年中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする。 ・国民健康保険法施行規則（昭33厚生省令53）に規定する被保険者証（同令7条1項）等</p>
33	<p>国勢調査情報の利用で調査世帯一覧の複写を可能とする (統計法)</p>	総務省	<p>国勢調査（5条2項）の調査世帯一覧については、必要最小限の範囲で複写を可能とする方向で、地方公共団体及び調査実施者からの現状把握と意見聴取を行った上で、情報漏えいリスクなどを考慮した具体的な運用方法を検討し、<u>平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>【30年対応方針案】 国勢調査（5条2項）の調査世帯一覧の閲覧申請に係る取扱いについては、必要最小限の範囲で調査世帯一覧の複写が可能であること及び具体的な運用方法を、地方公共団体に2019年中に周知する。</p>

# 平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

## II. 平成26年～29年の対応方針において、平成29年（度）中に「結論を得る」等とされたもの

※前回会議（平成30年9月5日）までに結論を報告したものを除く。

※平成26年、27年及び29年対応方針において、平成29年（度）中に「結論を得る」等とされたものは、全て結論を報告済み。

### ○平成28年対応方針

#### (1) 義務付け・枠付けの見直し等

##### ① その他

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年9月30日現在。その後の特筆すべき状況があれば( )で記載 ※30年対応方針案に記載するものは、案文を記載
34	<p>マイナンバー制度における療育手帳関係情報、外国人保護関係情報の情報提供ネットワークシステムによる情報照会の実施 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)</p>	内閣府 総務省 厚生労働省 国土交通省	<p>地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務（独自利用事務）について、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>療育手帳関係情報を情報連携の対象とすることについては、提供側の地方公共団体の意見も把握しつつ、現場の事務が混乱することのないよう、平成29年度中に療育手帳に関する事務を独自利用事務として条例で定める地方公共団体が増加するよう関係府省が連携して働きかける。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</li> </ul>	<p>関係部局長会議(平成29年1月20日開催)及び関係主管課長会議(平成29年3月8日、平成30年3月14日開催)において、療育手帳の交付事務を行う都道府県等に対して、療育手帳関係情報の情報連携に向けて必要となる独自利用事務条例の制定について依頼。</p> <p>また、利用事務条例の制定等について、「療育手帳のマイナンバー制度における取扱いについて」(平成29年6月5日付障害保健福祉部企画課長通知)、「療育手帳のマイナンバー制度における取扱いについて」(平成30年2月26日付障企発0226第1号)を都道府県等に対して発出した。</p> <p>さらに、「マイナンバー制度に関する国と地方公共団体の推進連絡協議会」(平成29年6月14日開催)や指定都市市長会事務局を経由して、利用事務条例の制定等に関する働きかけを行った。</p> <p>「療育手帳関係情報のマイナンバー利用に関するアンケートの実施について」(平成30年3月22日付事務連絡)により、都道府県等に対して独自利用事務条例の制定状況に関する調査を行ったところ、療育手帳の交付事務を行う67団体のうち、12団体で条例が制定されている状況。</p> <p>関係府省間で連携しながら、引き続き、地方公共団体に対し働きかけを行う。</p>